

文京区立柳町小学校・柳町子どもの森等

改築基本構想検討委員会

報 告 書

平成 28 年 6 月

文京区立柳町小学校・柳町子どもの森等改築基本構想検討委員会

目 次

I	はじめに	1p
1	改築の必要性	
2	検討委員会の目的	
II	敷地等の現状	2p
1	敷地の概要	
2	敷地条件等	
III	改築の基本理念	3p
1	基本構想検討に当たっての考え方	
2	改築の基本理念	
(1)	多様な学習内容・学習形態等に対応し得る弾力的な施設環境の整備	
(2)	健康的で安全な施設環境の整備	
(3)	地域に開かれた施設環境の整備	
IV	必要諸室等についての考え方	5p
1	柳町小学校について	
(1)	普通教室について	
(2)	特別教室について	
(3)	管理諸室について	
(4)	体育館及びプールについて	
(5)	運動場について	
2	柳町こどもの森について	
(1)	保育室について	
(2)	その他の諸室について	
(3)	ホール、プール、園庭について	
3	児童館・育成室について	
4	避難所機能について	
5	その他	
V	工事期間中の対応について	10p
1	柳町小学校について	
(1)	仮校舎について	
(2)	仮運動場について	
(3)	体育館及びプールについて	

(4) 給食室について

- 2 柳町こどもの森について
- 3 児童館・育成室について

VI 柳町小学校・柳町こどもの森等の改築に向けて · · · · · 11p

- 1 設計契約におけるプロポーザル方式の採用について
- 2 基本設計・実施設計に向けて
- 3 工事期間中の児童及び周辺地域への配慮
- 4 校庭・園庭面積について
- 5 校舎・園舎について
- 6 「やなぎの森」について
- 7 想定スケジュール

I はじめに

1 改築の必要性

柳町小学校校舎は、昭和38年に着工し、昭和41年に鉄筋の校舎に改築し、その後、昭和49年に図工室等のある棟を増築した。また、昭和41年には旧校舎跡地に科学庭園（「やなぎの森」）が町の篤志家やPTAにより寄贈され、昭和60年には校庭土舗装工事を行った。

柳町幼稚園は、昭和48年に新築し、平成18年に保育園部分を増築し、文京区幼保一元化施設「柳町こどもの森」として開設された。

一方近年、柳町小学校は、「文京区立小学校教室対策の検討結果報告（平成25年5月）」において「近年、通常の学級の在籍児童数が伸び始め、学級数も増えている状況にあり、通学区域内の就学前の年齢別人口の状況からこの傾向が当面は続くと考えられる。しかしながら、既存校舎内において既に普通教室への転用を進めているため、今後の将来需要に対応する教室数を確保していくことは極めて困難であり、早急に抜本的な対策を行う必要がある」とされている。

こうした状況から、区議会の議決に基づき、仮校舎の整備及び校舎の増築計画を進めてきたが、各方面から様々な意見が寄せられたため、平成26年度から進めてきた増築計画を見合わせることとし、改めて検討する場として文京区立柳町小学校教室対策等協議会（以下、「協議会」という。）を設置し、改築に当たっての前提条件に関する検討することとした。

柳町小学校は、現在の仮校舎のみでは将来、教室が足りなくなることが見込まれる。加えて、校庭に仮校舎を整備したため、校庭が狭くなり、運動会や体育授業の実施、さらには日常の外遊び等に影響が出ているという課題がある。さらに、児童数の増加に伴って給食室、職員室なども手狭になってきている。また、同様の状況から、3つの育成室も定員いっぱいの状況となっている。

さらに、柳町こどもの森においても、給食室設計時には予定がなかった登録預かり児へ毎日給食提供があるとともに、入園を希望する園児も増えてきており、給食室が手狭なため、すべての園児に毎日給食を提供することができていない。また、このまま園児が増えると、給食の提供が難しくなる状況が想定され、かつ基本保育児保護者にも毎日給食を望む方が増え、すべての園児に毎日給食を提供するために十分な広さの給食室が必要になる。

また、子どもたちの安全確保は、最優先とされるべき課題であり、東日本大震災以後、文部科学省では避難所機能や防災対策の向上など、各自治体に東日本大震災において顕在化した課題や学校施設に係る課題の対応を求めている。

これらのことから、「文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築基本構想検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置して、改築のための基本構想の検討を進めた。

2 検討委員会の目的

検討委員会は、教室不足等による柳町小学校及び柳町こどもの森等の改築計画に伴い、地域環境、校園地の特性等を考慮し、多種多様な学習活動に対応する指導が可能な学校施設のあり方について検討することを目的とする。

II 敷地等の現状

1 敷地の概要

【柳町小学校】

(1) 場 所	文京区小石川一丁目23番16号
(2) 敷地面積	6, 134m ²
(3) 校舎面積	4, 512m ²
規模・構造	地上4階建 RC造
(4) 体育館面積	737m ²
(5) 運動場面積	2, 725m ²

【柳町こどもの森】

(1) 場 所	文京区小石川一丁目23番6号
(2) 敷地面積	2, 186m ²
(3) 園舎面積	1, 852m ²
規模・構造	地上3階建 RC造
(4) 運動場面積	1, 128m ²

2 敷地条件等

- | | |
|----------------|--|
| (1) 用途地域 | 準工業地域 |
| (2) 防火地域 | 防火地域、準防火地域 |
| (3) その他地域地区 | 特別工業地区、31m高度地区、22m高度地区、
第3種高度地区 |
| (4) 法定建ぺい率 | 可能な建築面積 約5,200m ² (60%) |
| (5) 法定容積率 | 可能な延べ面積 約28,000m ² (300%)
(一部400%) |
| (6) 日影規制 | 5時間 — 3時間 測定水平面4m |
| (7) その他関連する法律等 | <ul style="list-style-type: none">・消防法・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律・東京都駐車場設置条例・東京都福祉のまちづくり条例・東京都高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例・東京都建築安全条例・東京における自然の保護と回復に関する条例・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例・東京都文化財保護条例・文京区景観づくり条例・文京区みどりの保護条例・文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の
周知に関する条例・文京区福祉環境整備要綱・児童福祉法 |

III 改築の基本理念

1 基本構想検討に当たっての考え方

近年、柳町地域では、年少人口が増加しており、改築の必要性で指摘した通り児童・園児を取り巻く教育・保育環境の早急な改善が求められている。

また、今回の改築には、新学習指導要領への対応はもとより、児童・園児が安全に伸び伸びと活動できる空間、施設とともに、学校施設の地域

への開放や避難所機能などを考慮した施設整備も求められている。さらに、「文京区教育振興基本計画」の考えも取り入れた学校づくりを行っていかなければならない。

これらのことから柳町小学校の改築にあたっては、柳町こどもの森、児童館、育成室も含めて一体的に整備することとする。

また、一体的な整備にあたっては、柳町小学校と柳町こどもの森の敷地を合わせて活用するとともに、敷地面積の有効活用を図ることとする。

また、敷地内の樹木については、これまで学校と地域とが心を込めて見守ってきたものであることや、子どもたちの自然や学校を愛する心の育成に寄与してきたものであることを十分に踏まえ、改築に際しどうしても支障となる樹木を除き、できる限り存続させることが望ましい。

これらを敷地等諸条件の中で、これまでの歴史と伝統と校風・園風等が反映された、最良となる学校・園・児童館・育成室づくりが実現するよう、施設のあり方について「検討委員会」にて検討を進めた。

2 改築の基本理念

(1) 多様な学習内容・学習形態等に対応し得る弾力的な施設環境の整備

- ① 児童の主体的な活動を支援できるよう各学年段階に応じて、学習・生活のために必要となる空間、学習環境を確保できる適切な室構成、空間配分及び位置に配慮した施設整備を行う。
- ② 一斉指導による学習以外に、チームティーチング、習熟度別学習、少人数指導による学習等の活動を効果的に行うことができる施設整備を行う。
- ③ クラス単位より小さなグループでの活動や多様な学習内容にも対応できるよう、廊下などの共用部分についてもゆとりを持って整備する。
- ④ 高度情報通信ネットワーク社会において生きる力を育み、児童の主体的な活動及び自らの意志で学ぶことを支える質の高い教育環境を提供できる施設整備を行う。
- ⑤ 教育上特別の支援を必要とする児童に配慮し、適切な指導及び支援を行うことができる施設整備を行う。

(2) 健康的で安全な施設環境の整備

- ① 児童の学習のための場であるとともに、生活の場として、ゆとりと潤いのある施設整備を行う。
- ② 児童の健康に配慮し、校内の快適性を確保するため、日照、採光、通風等に配慮した施設整備を行う。
- ③ 敷地内や建物内及び外部からの見通しに配慮するとともに、防犯及び安全性を重視した施設整備を行う。
- ④ バリアフリー化を推進する施設整備を行う。
- ⑤ 再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化を促進し、環境負荷を低減するとともに、環境教育の教材としての活用や地域の先導的な役割を果たす施設整備を行う。

(3) 地域に開かれた施設環境の整備

- ① 地域コミュニティの核、生涯学習等の基盤として、学校施設を地域住民等が有効に活用することができる施設整備を行う。
- ② 地域施設としての学校の役割を考慮し、防災拠点としての機能の充実を図るとともに、地域の特性に応じた特色ある施設整備を行う。
- ③ 柳町小学校の歴史、伝統、校風を保存・継承するような施設整備を行う。
- ④ 学校の地域開放等を行う場合は、児童の学習に支障のないようにし、動線、運営管理の方法等に十分配慮した施設整備を行う。
- ⑤ 近隣へのプライバシー、騒音等に配慮するとともに、地域の景観形成に貢献する施設整備を行う。
- ⑥ 障害者、高齢者等の要配慮者も利用することを踏まえ、区の防災担当部局と調整の上、避難所機能を備えた施設整備を行う。

IV 必要諸室等についての考え方

基本理念に基づき、小学校等として必要な諸室についての検討を行った。これらの諸室についての考え方は、柳町小学校等の施設整備のあり方の理想像を検討したものであり、建築諸条件や経費等を考慮したものではないが、できる限り、設計の際に考慮していくものとする。

1 柳町小学校について

(1)普通教室について

- ① 普通教室は、「文京区教育振興基本計画」の考え方を勘案し、少人数指導等による学習に用いる教室を含め、各学年4教室とともに特別支援学級を整備する。
- ② 普通教室は、日照、通風、採光等の良好な環境条件を確保するため、位置、方位等に十分留意し、整備することが重要である。
- ③ 同一学年の普通教室は、多目的室の配置を勘案し、同一階及び同一区画にまとめて計画することが重要である。
- ④ 普通教室の大きさは、教室内の収納スペースの確保や児童の体格向上に配慮して、8m×8m以上とすることが望ましい。
- ⑤ 普通教室のオープン化は行わないが、間仕切り壁を容易に移動可能なものとするなど、日常的に展開される多様な学習内容・学習形態に弾力的に対応できるよう整備することが重要である。

(2)特別教室について

- ① 理科室、音楽室、図画工作室、家庭科室、図書室等の特別教室は、いずれも準備室を整備することが重要である。
- ② 理科室、音楽室及び図画工作室は、学級数を考慮し、2教室ずつ整備することが重要である。
- ③ 特別支援教室は、知的障害のない発達障害または情緒障害等のある児童が通常の学級に在籍しながら、必要な時間、専門的な指導を受けるための空間として整備することが重要である。
- ④ 放課後全児童向け事業の実施や学年が一堂に活動することができるよう、ランチルームなどの広い教室を整備することが重要である。
- ⑤ 教科の特質に応じて適切な大きさの教室を整備することが重要である。
- ⑥ 和室は、日本の伝統文化や国際文化の理解、交流のために整備することが望ましい。
- ⑦ 音楽室は、近隣地域への影響に配慮し、防音仕様とすることが重要である。
- ⑧ 図書室は、児童数等に対して十分な広さの空間を確保するとともに、各教科における学習活動等において効果的に活用することができるよう普通教室等からの利用のしやすさを考慮しつつ、児童の活動範囲の中心的

な位置に整備することが重要である。

(3) 管理諸室について

- ① 管理諸室は、校長室、職員室、保健室、給食室、会議室等を整備する。
- ② 学校・家庭・地域が連携協力する場、PTA活動の拠点となる場等を整備することが重要である。
- ③ 校歴室は、これまで引き継がれてきた多くの貴重な資料を適切に保存できる十分なスペースを整備することが重要である。
- ④ 校長室、職員室等の管理諸室は、屋外運動場、アプローチ部分などの見渡しがよく、校内各所への移動に便利な位置に配置することが重要である。
- ⑤ 保健室は、屋内外の運動施設と連絡がよく、児童の出入りに便利な位置に配置することが重要である。
- ⑥ 教材教具室は、各フロアに1部屋ずつ配置することが望ましい。

(4) 体育館及びプールについて

- ① 体育館は、校舎とのバランスに配慮し、可能な限り大きく整備するとともに、複合化施設として整備することから、それぞれの施設からの動線に配慮することが重要である。
- ② 体育館を避難所等として利用するために、文京区水害ハザードマップによる、浸水した場合に想定される水深に配慮して設置階を計画することも重要である。その場合には、日常の教育活動に支障を生じない動線計画とともに、避難者が円滑に避難できるよう階段の位置等を計画することが重要である。
- ③ プールは、採光、日照等に配慮することが重要である。
- ④ プールは、屋外に設置する場合であっても、可動式屋根を設置し、夏季以外には運動場として利用できるように整備することが望ましい。
- ⑤ 体育館は、アリーナ以外でも観覧できるように整備することが望ましい。

(5) 運動場について

- ① 運動場は、校舎の大きさや配置との兼ね合いもあるが、最低120mのトラックが取れるよう、できる限り広く確保することが重要である。
- ② 運動場のトラックは、児童の体力を考慮し、各学年が安全に使用できるように整備することが重要である。

- ③ 運動場には、体育倉庫を整備することが重要である。

2 柳町こどもの森について

(1) 保育室について

- ① 乳児保育室（1・2歳児）については、ゆとりをもって整備することが望ましい。
- ② 幼児保育室（3・4・5歳児）は現状と同等以上の広さになることが望ましい。
- ③ 保育室は、日照、通風、採光等の良好な環境条件を確保するため、位置、方位等に十分配慮し、整備することが重要である。
- ④ 同学年は同一階の配置とすることが重要である。
- ⑤ 夏場のプール遊びにも対応できるように、乳児保育室前に給水・給湯設備を配置した活動スペースを確保することが重要である。

(2) その他の諸室について

- ① 管理室は、園長室（相談室と兼用）、職員室（保健室含む）、会議室、更衣室、職員休憩室（長時間保育対応のため）、主事室を整備する。
- ② 調理室は園児全員の給食が提供できる広さを確保する。
- ③ 教材室は各階に1部屋設置することが望ましい。
- ④ 昇降口は小学校、児童館・育成室とは分離することが重要である。
- ⑤ 豊かな食習慣を身に付けさせる上で、保育室とは別に、食事のための空間を計画することが望ましい。

(3) ホール、プール、園庭について

- ① プールは、小学校プール隣接でもよいが、専用のものを設置する。
- ② 全園児が一堂に集まることのできる広さのホールを設置する。なお、施設全体の整備計画を踏まえ、多目的に活用できるスペースを整備することが望ましい。
- ③ 園庭の整備にあたっては、安全面の配慮から、児童との動線に配慮する。
- ④ 環境教育の観点から、乳幼児が土や砂、植物などに直接触れることができる園庭を設置することが望ましい。
- ⑤ 園庭には成長段階に応じ、乳幼児が使える遊具等を配置することが重要である。

3 児童館・育成室について

- ① 児童館は、区内の他の児童館と同様、遊戯室、図書室、工作室等を設けるとともに、乳幼児の利用にも配慮し、加えて各育成室利用児童との動線に配慮する。
- ② 児童館及び各育成室は、敷地外からの利用者も想定し、敷地内の安全と動線に配慮する。
- ③ 育成室は、遊び及び生活の場としての機能ならびに静養するための機能を整備する。
- ④ 育成室児童が使用するトイレには、シャワー機能を整備することが重要である。
- ⑤ 育成室については、今後の需要増や将来的に予想される需要減を踏まえ、柔軟に活用できる施設整備とすることが重要である。
- ⑥ 学校及び放課後全児童向け事業と児童館・育成室の連携を踏まえた整備が望ましい。

4 避難所機能について

- ① 防災倉庫は、文京区水害ハザードマップによる、浸水した場合に想定される水深に配慮して設置階を計画することも重要である。なお、重量物については、外部から直接搬出入できることが望ましい。
- ② 障害者、高齢者等の要配慮者の利用を踏まえ、トイレ等を整備することが重要である。
- ③ 災害時に便器が使用できなくなることも考慮し、マンホールトイレの整備など複数の対策を組み合わせ、必要な数のトイレを確保することが重要である。
- ④ 滞在時の生活空間の質の向上のため、高齢者や乳幼児など、避難者の特性により滞在空間の棲み分けを行うことや、避難所の運営と学校の早期再開のため、避難所エリアと学校エリアの配置に配慮する。

5 その他

- ① 太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に活用し、省エネルギー化に配慮して整備することが重要である。
- ② 社会教育施設としても活用するため、学校の安全対策に支障が生じない

よう利用者の動線や施設利用の運営方法について配慮して整備することが重要である。

- ③ 敷地の全方向が道路に面しているため、出入り口については、施設利用者の安全面と動線に配慮する。

V 工事期間中の対応について

1 柳町小学校について

(1) 仮校舎について

仮校舎については、自校方式と他所に確保する2通りの方法があるが、他所に適地を確保することは極めて難しい状況にある。したがって、現在の敷地を有効活用し、改築を進めていく。

なお、工事期間中も、児童の教育環境を確保するとともに、児童がゆとりと潤いをもって学校生活を送ることができるよう最大限に配慮するものとする。

(2) 仮運動場について

運動場に仮校舎を建設する場合、運動場は使用できなくなるので、工事期間中は、運動場の代替地として、近隣小中学校等の運動場を使用することができるよう今後協議する。

(3) 体育館及びプールについて

既存の体育館及びプールは、工事手法、工程等を工夫し、新しい体育館及びプールが使用できるようになるまで利用する。

(4) 給食室について

工事期間中も学校給食を実施する。

2 柳町こどもの森について

- ① 現敷地内に仮園舎を設置することが望ましいが、別の場所に仮園舎を設置する場合は、通園や保育の実施について、安全面に十分配慮する。
- ② 工事期間中も現在の保育定員が確保できるよう配慮する。
- ③ 工事期間中も現状の給食提供を実施する。

3 児童館・育成室について

- ① 育成室は、安全性を担保したうえで、継続した保育環境が確保されるよう配慮することが重要である。
- ② 児童館運営については、別途検討を行う。

VI 柳町小学校・柳町こどもの森等の改築に向けて

1 設計契約におけるプロポーザル方式の採用について

プロポーザル方式とは、業者から設計方法の提案を受けて審査を実施し、総合的に判断して業者を選定する方式である。選定のために一定の期間はかかるが、この方式を採用することによって、経費だけで選定するよりも、高い技術力や経験を持つ設計者を選定することができることから、設計契約に当たっては、プロポーザル方式を採用することとする。

2 基本設計・実施設計に向けて

基本設計・実施設計に際しては、本報告書の改築の基本理念、施設全体の整備方針、必要諸室等についての考え方を踏まえた設計を行うように、設計者を選定し、指示していくものとする。

3 工事期間中の児童及び周辺地域への配慮

工事期間中は、安全面の確保について万全を期すとともに、児童・園児及び周辺地域への負担ができる限り軽減するよう、施設の確保、工事手法、工程において最大限に配慮するものとする。

特に、工事車両が生活道路を通過することによる周辺地域の生活環境への影響を、可能な限り軽減するべく計画することが重要である。

4 校庭・園庭面積について

校庭・園庭面積を出来るだけ広く確保する計画とすることが重要である。また、工期や工事手順を検討する段階で、校庭へ影響を極力与えないよう配慮する。

5 校舎・園舎について

一体的な整備にあたっては、合築するそれぞれの施設の運営が互いに支障とならないよう、施設の配置や動線に配慮する。また、児童の通学、園児の通園時の安全を確保する観点から、門や昇降口の位置に配慮する。

加えて、利用するすべての人が使いやすいよう、バリアフリーの施設整備を行うとともに、区の防災担当部局と調整の上、障害者、高齢者等の要配慮者も利用することを踏まえた避難所機能を備えた施設整備を行うとともに、施設の一体的な整備にあたっては、セキュリティにも十分配慮する。

6 「やなぎの森」について

「やなぎの森」の樹木については、中心部分が空洞になっている老木も含まれており、安全面からの対応も必要となっている。

また、柳町小学校及び柳町こどもの森の敷地を一体として整備することから、今後、柳町こどもの森の園児も「やなぎの森」を遊び場として使用することが想定される。

これらのことから、「やなぎの森」については、子どもたちが知的好奇心や探究心を持って、自然に親しみ、目的意識を持った観察・実験を行うことにより、科学的な見方や考え方、さらには、命を大切にする心や優しさを育むことができるよう、専門家の支援などを得て、安全面にも配慮し、整備することも検討していく。

7 想定スケジュール

過去の工事事例等から想定される設計・工事期間は、基本・実施設計が約2年、工事期間（校庭整備含む。）が約3.5年と想定される。

【資料第1号】

文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築基本構想検討委員会設置要綱

28 文教教學第100号 平成28年4月25日教育長決定

(目的)

第1条 文京区立柳町小学校及び柳町こどもの森等の改築について、地域の特性に応じた学校・園・児童館・育成室づくりを進めるため、文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項を検討し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 改築校園舎等の施設の整備方針及び必要諸室等についての考え方に関すること。
- (2) 工事期間中の仮校舎及び運動場等の対策に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうち、教育長が任命し、又は委嘱する委員25人以内をもつて組織する。

- (1) 教育推進部長及び教育推進部学務課長の職にある者
- (2) 柳町小学校PTA 3人以内
- (3) 柳町こどもの森PTA 2人以内
- (4) 柳町育成室保護者 1人
- (5) 柳町第二育成室保護者 1人
- (6) 柳町第三育成室保護者 1人
- (7) 学校支援地域本部関係者 1人
- (8) 通学区域内町会・自治会関係者 10人以内
- (9) 磯川青少年健全育成会関係者 1人
- (10) 柳町小学校校長、副校長の職にある者
- (11) 柳町幼稚園園長の職にある者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命し、又は委嘱した日から第2条に定める事項を報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、教育推進部長とし、委員会を総括する。
- 3 副委員長は、教育推進部学務課長とし、委員長を補佐するとともに、委員長に事故等があるときはその職務を代理する。

(幹事)

第6条 委員会に幹事を置く。

- 2 幹事は、企画政策部企画課長、施設管理部施設管理課長（技術）、教育推進部副参事、教育推進部教育指導課長及び教育推進部児童青少年課長の職にある者とする。

(招集)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、教育推進部学務課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

【資料第2号】

文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築基本構想検討委員会委員名簿

(任期：平成28年6月7日から)

	所 属	氏 名
委 員 長	教育推進部長の職にある者	久 住 智 治
副 委 員 長	教育推進部学務課長の職にある者	竹 田 弘 一
委 員	柳町小学校 P T A	石 澤 正
委 員	柳町小学校 P T A	小 島 陽 子
委 員	柳町小学校 P T A	上 原 裕 之
委 員	柳町こどもの森 P T A	中 屋 直 子
委 員	柳町こどもの森 P T A	仲 文 恵
委 員	柳町育成室保護者	関 口 由 美
委 員	柳町第二育成室保護者	坂 井 佳 子
委 員	柳町第三育成室保護者	津 田 理
委 員	学校支援地域本部	今 西 和 也
委 員	通学区域内町会・自治会（初音町町会）	前 原 基 志
委 員	通学区域内町会・自治会（柳町町会）	太 田 錆 男
委 員	通学区域内町会・自治会（柳町中央町会）	大 澤 宏 平
委 員	通学区域内町会・自治会（柳町三和会）	平 賀 徹
委 員	通学区域内町会・自治会（八千代町町会）	小 林 久 美
委 員	通学区域内町会・自治会（戸崎町町会）	江 利 川 勉
委 員	通学区域内町会・自治会（南戸崎町町会）	山 岸 芳 雄
委 員	通学区域内町会・自治会（東御殿町会）	松 波 順 子
委 員	通学区域内町会・自治会（久堅親交会）	伊 藤 裕 子
委 員	礒川青少年健全育成会	豊 泉 久 子
委 員	柳町小学校校長の職にある者	小 池 夏 子
委 員	柳町小学校副校長の職にある者	渋 谷 正 芳
委 員	柳町幼稚園園長の職にある者	御 手 洗 竹 代
幹 事	企画政策部企画課長の職にある者	加 藤 裕 一
幹 事	施設管理部施設管理課長（技術）の職にある者	澤 井 英 樹
幹 事	教育推進部副参事の職にある者	川 西 宏 幸
幹 事	教育推進部教育指導課長の職にある者	植 村 洋 司
幹 事	教育推進部児童青少年課長の職にある者	矢 島 孝 幸

文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等
改築基本構想検討委員会開催経過

	開催日	検討内容
第1回	平成28年 6月7日	<ul style="list-style-type: none">・基本構想検討委員会について・柳町小学校・柳町こどもの森等改築基本構想検討委員会の位置づけ及び検討事項について・柳町小学校・柳町こどもの森等改築基本構想検討委員会報告書（イメージ）について
第2回	6月27日	<ul style="list-style-type: none">・報告書（案）について